

国民健康保険事業の運営に関する協議会委員定数の改正について（報告）

【改正内容（令和6年9月議会にて可決）】

	磐田市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の定数		(参考) 磐田市審議会等の設置及び運営に関する指針
	改正前(17人)	改正後(14人以内)	
定数 (磐田市国民健康保険条例第2条)	被保険者代表 5人 保険医等代表 5人 公益代表 5人 保険者代表 2人	被保険者代表 4人 保険医等代表 4人 公益代表 4人 保険者代表 2人以内	原則15人以内 (法令で定める場合を除く)
施行日	令和7年7月1日(次回改選期)		

・委員定数の考え方

協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員は各同数をもって組織し、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる、と国民健康保険法施行令に規定されている。

【改正理由】

・合併以後、被保険者数の大幅な減少(△48%)など国保の状況は変化しているが、協議会の定数の見直しがされていなかった

《参考》

平成17年 国保被保険者数 58,868人(磐田市人口 174,334人 : 33.7%)

令和5年 国保被保険者数 30,619人(磐田市人口 166,307人 : 18.4%)

- ・適正な人数にすることにより各委員の発言時間・発言機会を確保し、協議の効率化を図る
- ・各委員及び選出団体の負担軽減を図る
- ・静岡県及び県内23市の委員定数の状況

定数	9	11	12	13	14	16	17	21
市数	1	2	1	2	10	1	5	1

浜松市

裾野市
湖西市
(静岡県)

富士市

熱海市

静岡市・富士宮市
焼津市・掛川市
袋井市 他5市

磐田市
三島市・藤枝市
御殿場市・伊東市

沼津市

【今後の予定】

次回改選期である令和7年7月1日から新たな定数で運営を行うため、今後事務局において、選出団体と協議し委員の推薦をお願いしていく。

また、被保険者代表1人について公募を行う。